



2022年4月20日

各 位

会社名：大日精化工業株式会社
代表者名：代表取締役社長 高橋 弘二
(コード番号 4116 東証プライム)
問合せ先：常務取締役 推進機構総括 廣田 恵司
TEL 03-3662-1638

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年4月20日開催の取締役会において、2022年6月下旬開催予定の第119期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の変更目的

- (1) 2021年8月に公表しております3ヶ年の中期経営計画において、当社グループは様々な分野における企業活動を通じて、これまで培ってきた技術を一層深化させることにより、お客様や我々を取り巻く社会の問題解決への貢献を通じて、持続的な社会の実現に貢献する製品、サービスを提供する技術オリエンテッドのソリューションカンパニーを目指しております。こうした当社グループ事業に柔軟かつ機動的に対応すると同時に、当社グループが取り組む事業内容をより明確にするため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月下旬（予定）
定款変更の効力発生日 2022年6月下旬（予定）

以 上

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新 設)

(新 設)

(削 除)

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上